

令和3年 第1回
大牟田市国民健康保険運営協議会会議資料

【議題】(1)令和3年度大牟田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

大牟田市市民部保険年金課

= 目次 =

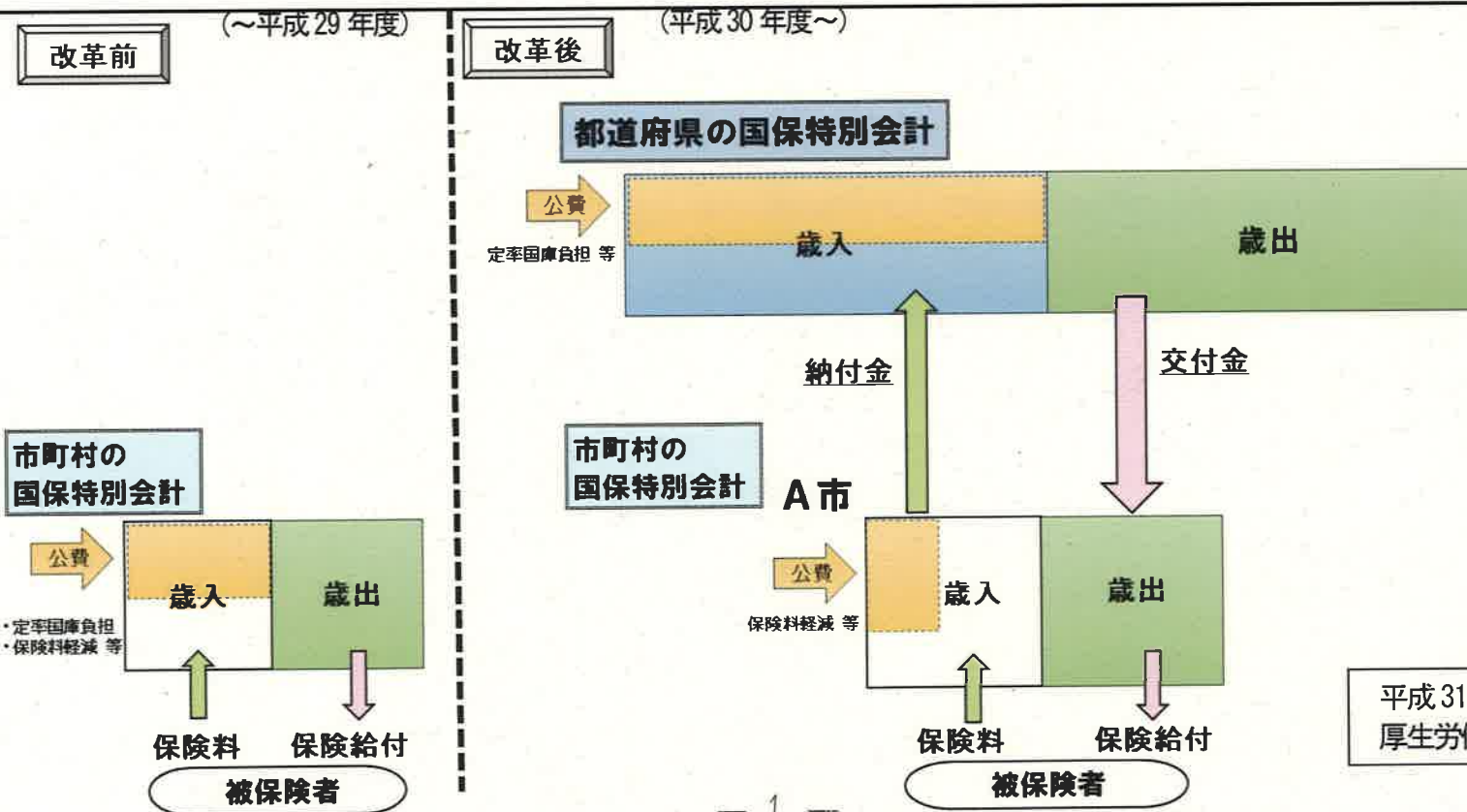
1. 令和3年度国民健康保険事業費納付金について … 1
2. 令和3年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について… 5

1. 令和3年度国民健康保険事業費納付金について

(1) 国保制度改革 (平成30年度実施)

改革後の国保財政の仕組み

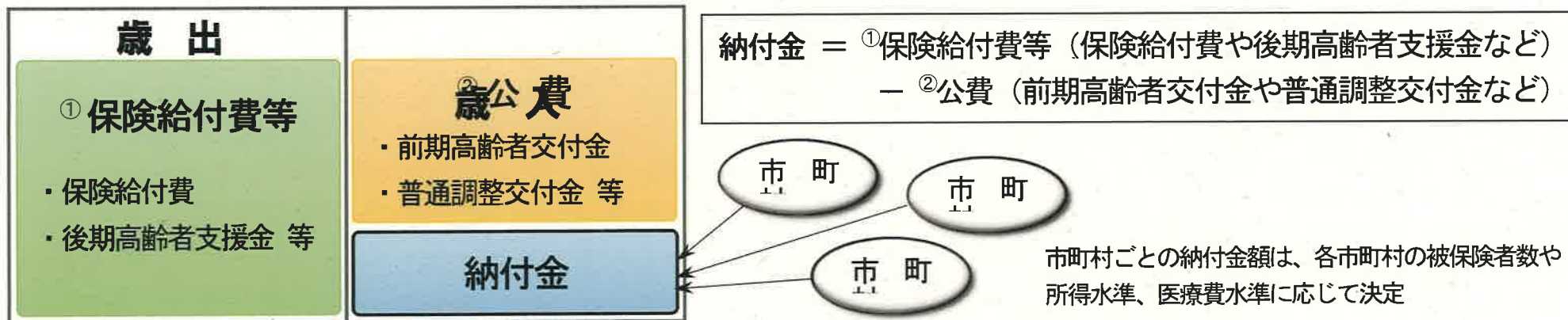
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。



平成31年4月
厚生労働省説明資料加筆

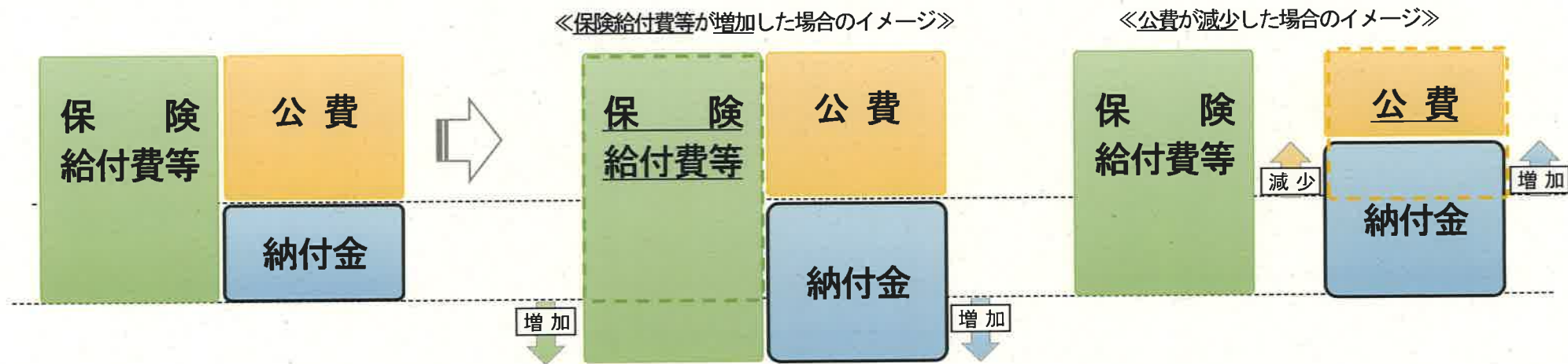
(2) 納付金制度について

平成30年度の国保制度改革に伴い導入された「国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）」は、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内全市町村で分かち合う制度。

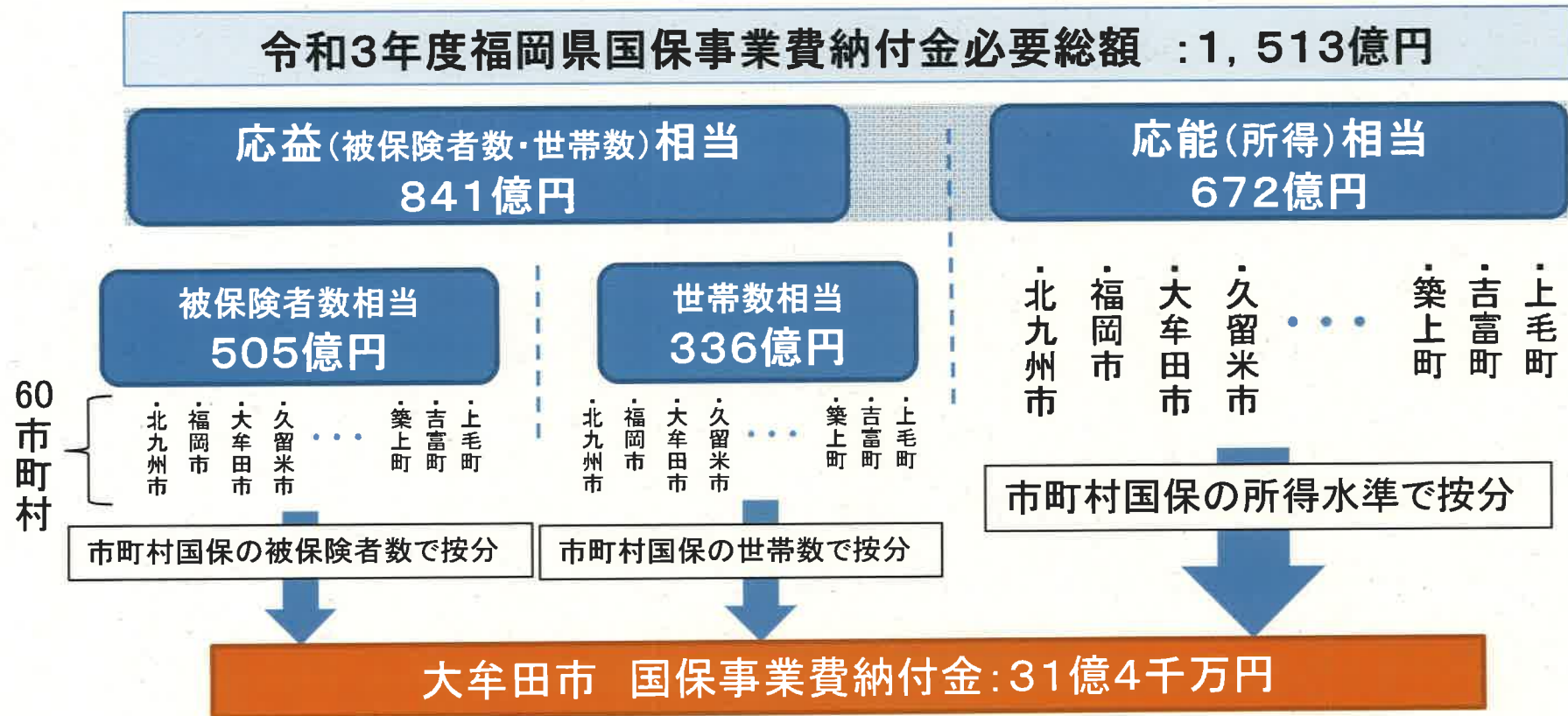


○納付金の増減要因

歳出である保険給付費等及び歳入にあたる前期高齢者交付金等の公費の変動により、納付金額が変動する。



(3) 令和3年度福岡県国保事業費納付金について



※令和3年度の福岡県国保事業費納付金については、

・歳出において、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等を反映した保険給付費の推計方法とし、保険給付費の伸びを抑制している。

・歳入において、社会保険診療報酬支払基金から交付される「前期高齢者交付金(65歳以上の給付費の調整により交付)」の交付額の見込が増となっている。

などの理由により納付金必要総額が減となったことで、県全体の一人あたりの事業費納付金(激変緩和前)が、2年度138,108円(28年度比 107.9%)から、3年度135,130円(28年度比 105.4%)と減となっている。

※大牟田市の一人あたりの事業費納付金についても、2年度の129,128円(28年度比 103.9%)から、3年度125,319円(28年度比 100.8%)となっている。

(4) 令和3年度 市町村別1人あたり納付金額の本算定結果 【一定割合=10.2%】

番号	市町村名	激変緩和対象	H28納付金相当額	R3納付金額 (推計) (激変緩和前)	B/A (%)	激変緩和対象	R3納付金額 (推計) (激変緩和後)	激変緩和措置後 C/A(%)
			A (円)	B (円)			C (円)	
県計		0	128,160	135,130	105.4	21	134,590	105.0
1								110.2
2								110.2
3								110.2
4								110.2
5								110.2
6								110.2
7								110.2
8								110.2
9								110.2
10								110.2
11								110.2
12								110.2
13								110.2
14								110.2
15								110.2
16								110.2
17								110.2
18								110.2
19								110.2
20								110.2
21								110.2
22								109.5
23								109.0
24								108.8
25								108.7
26								108.6
27								107.6
28								106.8
29								106.2
30								106.0
31								105.8
32								105.8
33								105.8
34								105.7
35								105.6
36								105.6
37								105.4
38								105.2
39								105.0
40								104.9
41								104.5
42								104.4
43								103.9
44								103.7
45								103.7
46								103.5
47								101.0
48								100.8
49	大牟田市		124,383	125,319	100.8		125,319	100.8
50								100.6
51								99.3
52								99.3
53								98.9
54								98.6
55								98.1
56								95.1
57								92.1
58								91.3
59								91.0
60								88.2

省 略

激変緩和



省 略

2. 令和3年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について

(1) 令和2年度決算見込 <予算現額（12月補正後）と決算見込の差>

歳入

(単位：千円)

区分	2年度 予算現額 (A)	2年度 決算見込 (B)	予算 - 決見 (A-B)	備考
保険税	現年度分	1,844,549	1,784,549	60,000
	滞納繰越分	87,892	87,892	0
	計	1,932,441	1,872,441	60,000
国庫支出金	1,540	37,740	△ 36,200	・新型コロナ・災害に係る税減免及び災害に係る一部負担金免除に対する補助等。
県支出金	普通交付金	10,626,808	10,746,808	△ 120,000
	特別交付金	452,046	534,090	△ 82,044
	計	11,078,854	11,280,898	△ 202,044
一般会計繰入金	1,325,731	1,275,165	50,566	・職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金の減等
その他	43,400	59,957	△ 16,557	
繰越金	306,773	306,773	0	・元年度決算による繰越金
合計	14,688,739	14,832,974	△ 144,235	

歳出

(単位：千円)

区分	2年度 予算現額 (A)	2年度 決算見込 (B)	予算 - 決見 (A-B)	備考
総務費	200,615	189,242	11,373	・職員給与費の減
保険給付費	療養給付費等	10,646,808	10,821,808	△ 175,000
	その他 (出産・葬祭費・傷病手当等)	78,350	78,350	0
	計	10,725,158	10,900,158	△ 175,000
事業費納付金	医療納付金分	2,432,772	2,432,772	0
	後期高齢者 支援金等分	632,803	632,803	0
	介護納付金分	209,620	209,620	0
計	3,275,195	3,275,195	0	・県内市町村の医療費水準や所得水準に応じて、県が算定した額を県に納付する。 一人あたり納付金額()はH28年度比 R2 129,128円 (103.9%)
保健事業費	154,648	154,304	344	
その他	26,350	60,217	△ 33,867	・県への返還金等
予備費	306,773	0	306,773	・元年度の繰越金が生じたことにより予備費に計上。
合計	14,688,739	14,579,116	109,623	

※過不足額については、2月議会において補正予算要求を行う。

【被保険者数(人)】	2年度当初	2年度見込	増減
	25,600	25,600	0

歳入 14,832,974千円 - 歳出 14,579,116千円 = 差引 253,858千円

(2) 令和2年度決算見込<予算現額(12月補正後)>と決算見込の差 (5ページの主な増減理由)

【歳出の主な増減理由】

- 保険給付費の増は、一人あたりの給付費の伸び、及び令和2年7月豪雨災害に係る一部負担金の免除を行ったこと等によるもの。
- その他は、元年度の普通交付金の精算による県等への返還金が生じたもの。
- 予備費は、元年度決算により繰越金が生じたことにより計上したもの。

【歳入の主な増減理由】

- 保険税は、新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害に係る減免等により減少。
- 国庫支出金の増は、新型コロナ・災害に係る税の減免、及び、災害に係る一部負担金の免除に対する補助。
- 県支出金
 - ①普通交付金は、歳出の保険給付費の増に対して交付される県交付金が増となる。
 - ②特別交付金は、新型コロナ・災害に係る税の減免、及び、災害に係る一部負担金の免除に対する交付が生じることにより増。
- 一般会計繰入金の減は、職員給与費、財政安定化支援事業繰入金等の減。

※歳出・歳入の過不足額については、2月議会において補正予算要求を行う。

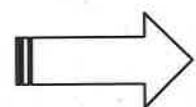
(3) 令和2年度決算見込について

- 歳出の保険給付費においては、
 - ① 一人あたりの給付費が伸びている。
 - ② 豪雨災害により被災された被保険者に係る一部負担金の免除を行っており、本市国保の負担が生じているが、免除した額については、国・県より補填がされる見込。

- 歳出の事業費納付金は、一人あたりの納付金額が、28年度と比較して103.9% (129,128円) に抑えられている。

- 歳入においては、新型コロナの影響、並びに豪雨災害の影響に係る、保険税の減免を行っているが、減免した保険税については、国・県より補填がされる予定。

- 元年度決算による繰越金が、約3億700万円となっている。



上記の要因などにより、歳出において、県への返還金が生じるものの、2年度の決算については実質収支で黒字となる見込み。

(4) 令和3年度当初予算(案)

歳入

(単位：千円)

区分	2年度当初予算	3年度当初予算(案)	増減	備考
保険税	現年度分	1,844,549	△ 84,049	・3年度の一人あたりの保険税は、2年度の決算見込を基礎とする。 ・被保険者数の減少、新型コロナウイルスの影響等により現年度分は減となる。
	滞納繰越分	87,892	5,456	
	計	1,932,441	△ 78,593	
国庫支出金	1,540	6,190	4,650	・疾病予防対策事業費補助金(特定健診等の市独自検査等に係る補助)
県支出金	普通交付金	10,626,808	346,527	・歳出の保険給付(療養給付費等)に必要な費用が県から交付。
	特別交付金	440,046	△ 10,734	・保険者努力支援制度など市町村の取組等に対し県から交付。
	計	11,066,854	335,793	
一般会計繰入金	1,325,731	1,274,775	△ 50,956	・財政安定化支援事業繰入金の減等
その他	43,400	43,404	4	
繰越金	1	100,000	99,999	・2年度決算見込による繰越金
合計	14,369,967	14,680,864	310,897	

歳出

(単位：千円)

区分	2年度当初予算	3年度当初予算(案)	増減	備考
総務費	200,615	198,815	△ 1,800	・3年度の給付費は2年度の一人あたり給付費決算見込から3か年の平均伸び率を乗じ見込む。 一人あたり療養給付費(70歳未満) R2当初 292,411円 R2決見 298,748円 R3(案) 309,802円(3.7%増) (70歳以上) R2当初 509,150円 R2決見 511,167円 R3(案) 530,080円(3.7%増)
療養給付費等	10,646,808	11,093,335	446,527	
その他(出産・葬祭費等)	75,350	74,426	△ 924	
保険給付費	10,722,158	11,167,761	445,603	
事業費納付金	医療納付金分	2,432,772	△ 153,074	・県内市町村の医療費水準や所得水準に応じて、県が算定した額を県に納付する。 ・一人あたり納付金の減、被保険者数の減により減となっている。
	後期高齢者支援金等分	632,803	3,686	
	介護納付金分	209,620	226,066	16,446
計	3,275,195	3,142,253	△ 132,942	一人あたり納付金額()はH28年度比 R2 129,128円(103.9%) R3 125,319円(100.8%)
保健事業費	154,648	154,684	36	
その他	17,351	17,351	0	
合計	14,369,967	14,680,864	310,897	

【被保険者数(人)】

2年度当初	3年度当初	増減
25,600	25,000	△ 600

**(5) 令和3年度当初予算について<2年度当初予算と3年度当初予算(案)の差>
(8ページの主な増減理由)**

【被保険者数】 2年度 25,600人 → 3年度 25,000人 (△600人)

【歳出の主な増減理由】

○保険給付費は、被保険者数は減少するものの、70歳以上(自己負担2割)の被保険者は増加する見込みであり、一人あたりの給付費の伸びが見込まれることから増となる。

○事業費納付金必要総額は、歳出となる県全体の保険給付費を、新型コロナの影響による受診控え等を反映した推計方法にすることで抑制し、その一方で、歳入となる前期高齢者交付金(公費)が多く見込まれることなどにより、減となっている。

このことにより、本市の一人あたりの納付金額においても、28年度と比較して100.8%(125,319円)に抑えられている。

【歳入の主な増減理由】

○保険税は、新型コロナ・豪雨災害の影響等により減を見込む。

○県支出金は、普通交付金が歳出の保険給付費の増により増となる。

○一般会計繰入金の減は、財政安定化支援事業繰入金の減等による。

○繰越金は、2年度の決算見込の黒字のうち1億円を計上。

(6) 令和3年度当初予算について(まとめ)

● 3年度の保険税については、新型コロナの影響、並びに、豪雨災害による影響により、現行(2年度)の保険税率を適用すると減となる見込みである。

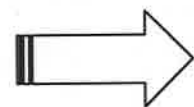
しかしながら、県へ納付する本市事業費納付金の額が抑えられていること。また、2年度の繰越金が生じる見込となり、繰越金を活用できることから、3年度の本市の保険税率は据え置きとする。

● 保健事業については、これまでと同様に、特定健診・保健指導、20代30代健診、人間ドック、歯周病検診等に取り組んでいくこととし、併せて、ジェネリック医薬品の活用などによる医療費適正化の推進を行う。

● 3年1月末において、2年度の決算は約2億5千万円の黒字を見込んでいるが、額が未確定のため、3年度当初予算では1億円のみ計上し、予算編成を行う。

2年度決算において、1億円を超える繰越金が生じた場合は、3年度以降不足額が生じた場合の財源として活用したい。

※保険税の課税限度額並びに軽減対象基準額の改正については、例年、6月議会に提案を行っていたが、国における政令の改正が行われないため、3年度の改正は行わない。



3年度の当初予算については、税率は据え置き、予算編成を行う。

※参考 大牟田市現行保険税率及び課税限度額

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
基礎課税分	9.30%	19,900円	22,400円	630,000円
後期支援金分	2.95%	6,200円	7,000円	190,000円
介護納付金分	3.15%	14,200円	—	170,000円